

【中心市街地公共建築デザインコード】

中村城下町らしい公共建築物の建築をめざし、相馬市が実施する建築設計に関する
基本的な建築コードを定めたもの。

平成 27 年 12 月 1 日

相馬市

1. はじめに

<目的と位置付け>

和風デザインコードは、相馬市が建設する公共建築物の外観を一定の範囲に揃え、旧中村城下町として周囲と調和した建築デザイン（形態・意匠）とするために定めるものです。

これまで、相馬市では平成 10 年度建設のスポーツアリーナそうまや、平成 22 年度建設の相馬市立中村第一小学校を始めとして「和風のデザイン」に基づき設計を進めてきたところですが、この間の「和風のデザイン」というものは、単体ごとに設計者や発注者の意向によるものでした。

東日本大震災による公共建築物の損壊とこれの建て替え等においては、各施設の用途をふまえつつ、可能な限り中村城下町にふさわしい「和風デザイン」というものを基本として設計を行ってきたところです。

今般、これまでのデザインをとりまとめ、相馬市公共建築の和風デザイン基準の指針を明確にするために本コードを要領として定めたものです。

これらの内容について、平成 27 年 8 月から 11 月までの間「中心市街地公共建築デザインコード検討市民会議」を開催し、市民からの意見を踏まえ今回の内容としたものです。



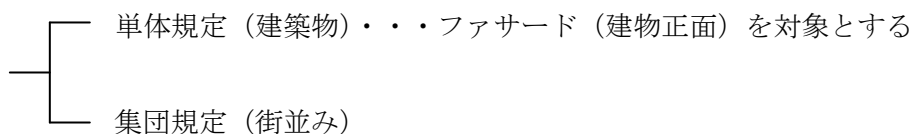
中村第一小学校（平成 22 年度建設）

具体的な建築設計にあたっては、このコードを利用しつつ、一個の建築物のみならず町並み景観への配慮として周辺環境との調和を目指したものとします。

<コード策定の考え方>

相馬市の既存公共建築物について共通の形態・意匠を精査しコードの策定を行いました。公共建築物は用途や規模の性質上大規模敷地に独立して建設をすることが多いことから設計の際には単体規定（建築物）の和風デザイン要素を取り入れるようにします。

集団規定の適用については、用途や規模に応じ、適切に判断することとします。



<対象>

デザインコードの適用は、中心市街地（別紙対象区域）の相馬市公共建築物を対象としていますが、対象区域外であってもこれに沿うものとします。

国や県等の公的機関（JR 東日本、郵便事業会社、JA）等が建設する建築物については、本コードの趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

2. 和風デザインコードの内容

単体規定（建築物）

<基本>

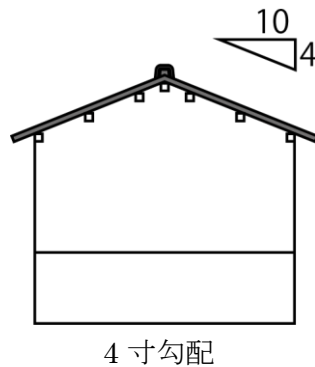
鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の非木造においても、外観の基本は木造様式とする。

使用する材料はできる限り自然素材を使用し、代替え品であっても風合いを損なわないものとし、維持管理を考慮した仕様とする。

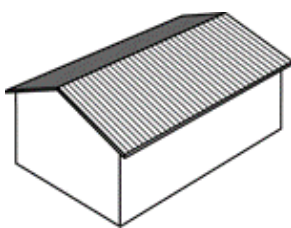
<屋根>

1) 形状

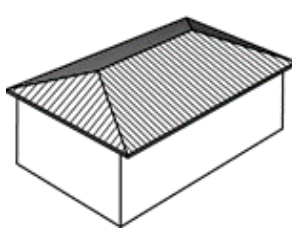
- ・屋根は勾配屋根とし、傾斜角度は4寸～6寸勾配を標準とする。



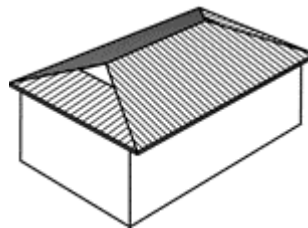
- ・切妻、寄棟、入母屋、越屋根を推奨する。
- ・大きな軒とすることで、懐を深くし、和の印象を感じさせるものとする。



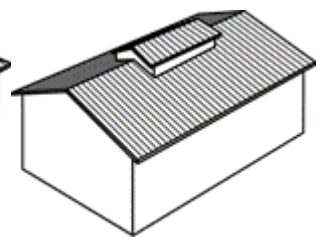
切妻（きりづま）屋根



寄棟（よせむね）屋根



入母屋（いりもや）屋根



越（こし）屋根



切妻屋根（井戸端長屋）



切妻屋根（千客万来館）



切妻屋根（市民会館）



越屋根（漁具倉庫）



越屋根（防災備蓄倉庫）

2) 素材

- ・瓦を基本とする。
- ・鋼鈹葺等（太陽光パネルを含む）を使用する場合は、「和」の雰囲気を出し出すものとする。

3) 色調

- ・瓦の色は、黒系、灰銀色とする。
- ・その他の材料についても、前述の色や茶系の落ち着いた色とし、光沢のあるものは使用しない。

<壁面>

外壁（素材・色調）

- ・外壁の仕上げは漆喰仕上げ若しくは漆喰をイメージした仕上げで白系を基調とする。
- ・「和」を表現するため、付柱・付梁、下見板、羽目板張、なまこ壁を用いる。
- ・素材は自然素材若しくはこれに類するものを使用し、自然色仕上げ、古色仕上げとする。



漆喰仕上げをイメージした仕上げ（中村第一小学校舎）



腰壁 及び 付柱・付梁 (細田東団地災害公営住宅)



腰壁 (下見板張り) (歴史資料収蔵館)



腰壁（なまこ壁） （郷土蔵）



腰壁（なまこ壁） （伝承鎮魂祈念館）

<開口部>

扉、窓（素材・色調）

- ・ 玄関扉は引き戸とする。
- ・ 木製建具若しくは自然色に近い黒系・茶系の金属建具を使用し、「和」を損なわないものとする。
- ・ 和を感じさせる格子戸、ルーバー等を取り入れる。

<意匠>

- ・ 格子等の伝統的なデザインをモチーフとし利用する。

<囲障>

- ・ 塀は、築地塀や板塀のように歴史性や周囲の景観に配慮し、城下町の風情を持ったものにする。
- ・ 基礎石積みにも配慮するものとする。



黒塀（中村第一小学校）



黒塀（千客万来館）

- ・ 室外機等の設備機器については、目隠しを施したり、外壁とのバランスに配慮したものとする。
- ・ 照明のデザインについては、城下町の景観に配慮したものとする。
- ・ 設備類や止め金具等の色彩についても、光沢のあるものは使用せず、全体の調和に配慮したものを使用する。
- ・ 自動販売機の設置にあたっては同様に機器そのものの色から建築物に調和したものとする。又、災害用の設置も考慮する。



設備類の目隠し（千客万来館）



設備類の目隠し（磯部コミュニティセンター）



自動販売機の色を周囲と合せたもの（相馬市民会館）

<歴史的要素>

- ・相馬中村城跡等の石積みや御仕法住宅の建築様式については参考とする。

<その他>

- ・照明類や案内板、標識などのデザイン、色彩も城下町の景観に配慮したものとする。

集団規定（町並み）

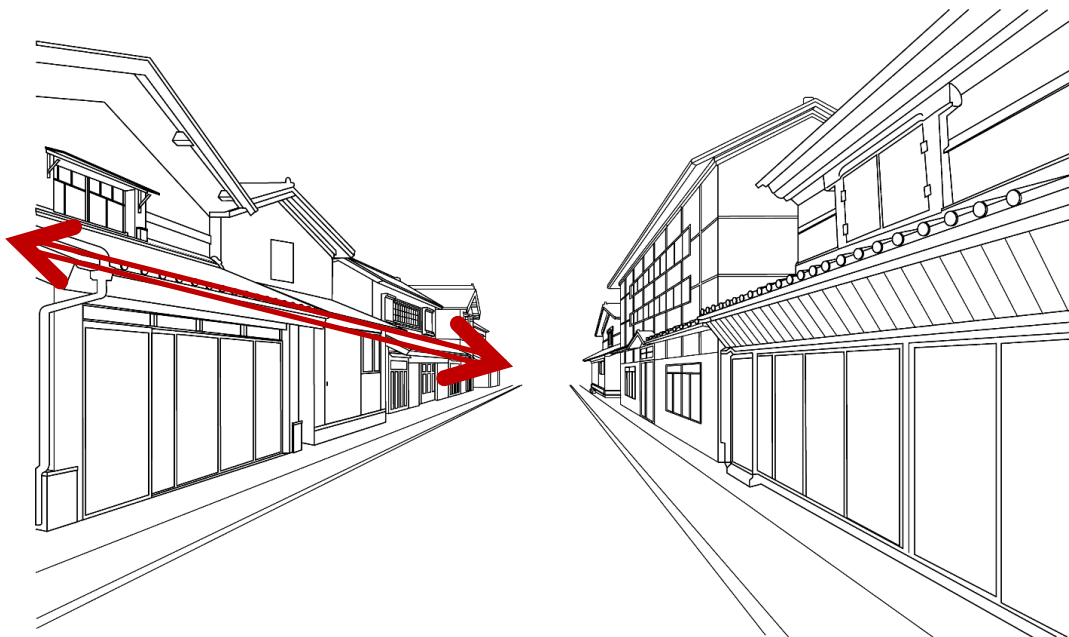
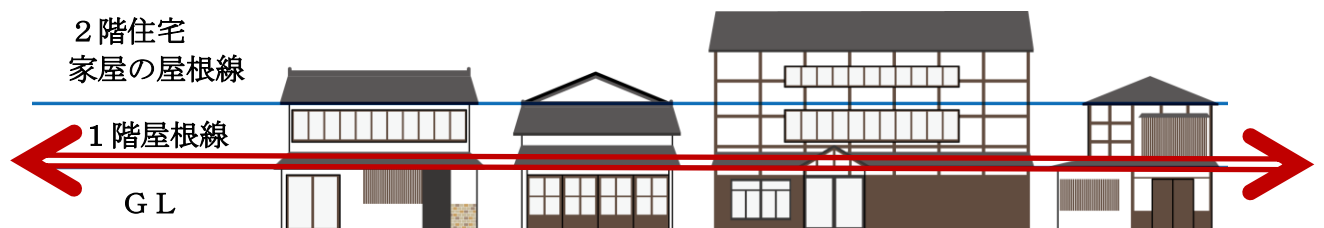
<町並みへの配慮>

- ・高さ（軒高）

連担した市街地に建築する場合、周辺建築の階高さ、調和のとれたデザインに配慮する。

- ・外構

公共建築物の整備に当たっては、周囲への環境変更を考慮し、外周部への緑化等外構設計へも配慮する。



建築物が連担する場合は、屋根線をイメージするような軒を出すことや意匠等のデザインに配慮する。

赤⇔線は軒先の線を通すイメージを表す。

<和風デザインコードの事務取扱>

- ・ 建築課において、関係各課（都市整備課、生涯学習課）と協議し、計画当初の段階から、建築の位置、敷地条件、規模、高さ、各部の接続位置、建築の方位、周辺建築物との調整など、周辺環境に合わせて計画時からコードの適用について確認する。
- ・ 判断については会議をもって行うものとする。

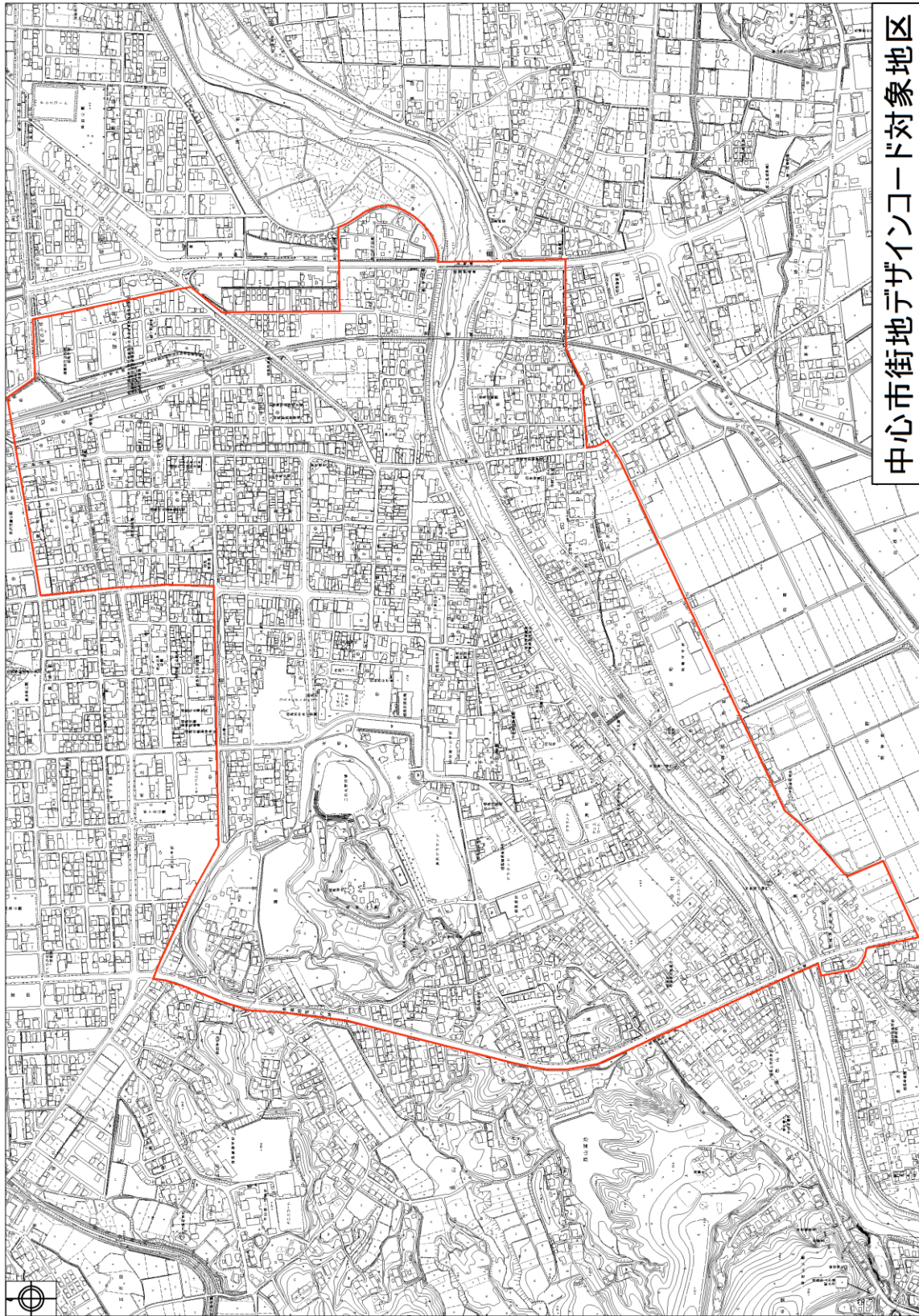
<想定される対象範囲>

本要領の対象範囲は、中村城下町としての風情ある街並み形成を目的としているので、旧中村城下町の範囲及び、国道 115 号の玄関口となる現に公共施設がある西山地区や、今後公共建築の活動が予想される駅周辺などの地区を含めた、以下の区域とする。なお、必要に応じ見直しを検討する。（別添「中心市街地デザインコード対象地区」図面参照）

相馬市中村字笹川、本町、塚田、桜ヶ丘、北町、錦町、荒井町、曲田、中村一丁目、塚ノ町、前沢目、中村二丁目、新町、田町、上町、北町、大町、袋町、宇多川町、大手先、川原町、砂子田、北川原、西山字西山、水沢、表西山、塚ノ町一丁目、中野字黒木田、染師前、反町前、明神前、桜町、北反町、寺前、堂ノ前、百槻字的場、篠竹、
以上の区域及び各一部の区域

<施行>

本要領は平成 27 年 12 月 1 日より施行する。



＜今後の取り組みや検討すべき事項＞

今後、城下町の風情ある町並みを整備する範囲設定等まちづくりを推進していくため、検討会の設置や条例について検討を進めていく。

【協議会関係】

- ・一般市民、商工会議所、有識者等による「まちづくり協議会」の設置。
- ・対象地区の選定の検討 等

【条例関係】

- ・建築物の意匠形態や景観に関する条例
 - ・街並み箇所を指定、建築物の保存や修復するための条例 等
- ※条例に基づく基本計画や推進体制の整備も必要

【事業展開】

- ・全体の景観形成推進を目指した「歴史まちづくり事業」の認可を国指定の重要文化財である相馬中村神社を中心として取得等
- ・ハードの事業だけではなく、規制や誘導、助成などのソフト事業も含め事業の展開を目指す。

協議担当部課

建設部 都市整備課 0244-37-2159

同 建築課 0244-37-2178

教育委員会 生涯学習課 0244-37-2187

写真及びイラストについては都市整備課・建築課作成